令和2年度 事業計画

社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会

令和2年度 横浜市港南区社会福祉協議会 事業方針

◆基本方針

横浜市港南区社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図る公共性の高い団体として、また活動財源として寄付金や会費をお寄せいただいた多くの方々からの期待に応えるために、本会会員内の連携を基に、区民及び関係機関等と連携して「協働による地域づくり」を進めます。

また、社会福祉法人としてより一層透明性の高い業務運営を行い、区内の他の社会福祉 法人と連携しながら、港南区における公益的な使命を果たしていきます。

最終年となる「港南ひまわりプラン(第3期港南区地域福祉保健計画)」の推進及び第4期 プランの策定や地域包括ケアシステムの構築にむけて、住民一人ひとりの福祉ニーズに基 づいた"共助のしくみを充実する取り組み"を推進します。

本会会員組織のネットワークを活用しながら、地縁団体・ボランティア・障がい当事者・福祉施設・民間企業といった様々な団体との連携しながら本方針の推進を図ります。また、その連携強化を図るため、顔の見える関係づくり、話し合う場づくりを進めます。さらには、我々の取り組む活動を必要な方が活用できるように情報の発信をして行きます。

◆重点項目

1 身近な地域の「つながり・見守り・支えあい」活動

誰もが住み慣れた地域において、孤立せず豊かな人間関係に囲まれながら、子ども、障害者、高齢者など支援を必要としている方も、地域に役割を持っていきいきと生活できることを目的とした住民同士の助け合いを推進します。

(1) 地区社協活動の推進

地域福祉活動の中核を担う地区社協が行う協議体としての事業展開や中間支援組織としての活動を支援します。

(2) 住民主体の支えあい活動の支援

認知症の方への対応など一人一人の困りごとに対する見守り・たすけあいの充実にむけて、福祉ネットワーク活動などの住民主体の取り組みを支援します。

2 第4期地域福祉保健計画「港南ひまわりプラン」の策定

区民の皆様を始め、地域ケアプラザや区役所、関係機関と共に第3期計画の成果を踏まえた第4期計画の策定を行います。

3 権利擁護事業(港南区社協あんしんセンター)の推進

あんしんセンター利用者の生活支援や市民後見人の育成支援等の成年後見制度利

用促進支援を事務局が行うことで、利用者のニーズ等を把握し、身近な助け合いの機能を充実させます。

また、利用を必要とする方々に、その機能を理解していただくための周知活動を 行います。

4 災害対応の推進

近年発生している自然災害に備え、被災対応体制の整備を進めます。

災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営等、本会会員の協力と災害ボランティアネットワーク、行政、各関係団体との連携により体制整備を進めます。

◆新規・拡充事業

1 部会・分科会事業の活性化

本会組織の特徴を活かし、部会・分科会が各分野の課題や解決方法を話し合い、他の分科会との連携を図りながら主体的に活動し、行った活動については情報交換や情報発信を行うことで区内の福祉活動の活性化を図ります。

2 助成金等配分事業の理解促進

地域福祉の推進が充実するために、こうなんふれあい助成金、共同募金年末たすけあい配分、善意銀行配分について、区民の皆様、ご寄付いただく方々、助成金を活用される方々に、より深くその理念や仕組みを理解していただくための取り組みを行います。

3 生活支援体制整備事業の推進

高齢者の自分らしい暮らしが充実するように、外出機会を増やす取り組みを地域住民・企業・地域ケアプラザ・区役所をはじめとした関係機関と協力して実施して行きます。

4 地域の人材育成の実施

定年退職後の男性が地域でいきいきと活躍できるよう、地域住民や企業や関係機関とともに、地域デビューの講座を実施します。また、受講者の地域活動に対するマッチング等の強化を図り、地域活動を継続的に支援します。

I 小地域活動の推進・支援事業 【
 ⊕事業No.1-1】

1. 身近な地域でのつながり・見守り・支えあい活動の推進

重点

① 組織的な小地域活動支援の実施 【中事業No.1-4、No.5-5】

地区社協の行う福祉ネットワーク事業の推進支援や、地域支えあいネットワーク等への参画により、地域による主体的なまちづくり活動を支援します。

区民の皆様とともに『協働による地域づくり』を行うため、区役所・地域ケアプラザ等と連携し、第3期港南区地域福祉保健計画(港南ひまわりプラン)の推進を行うとともに、第4期計画の策定に取り組みます。

- ・「港南ひまわりプラン」の推進支援及び第4期計画の策定に向けた取り組み
- ・「港南区地域福祉保健推進協議会」や意見交換会「しゃべっCiao♪」の開催

② 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業 【⊕事業No.1-2.5、No.3-1.3.6、No.5-10】

制度の狭間で支援が必要な方を本会事業や地域活動へつなげたり、新たな資源開発へと結びつける取り組みを行います。

- ・「住民支え合いマップ作り」を通した近隣での見守り・支えあいのしくみづくりや充実
- ・個別の生活課題を住民や関係機関と共有し、住民による解決のしくみづくりを支援

③ 地域ケアプラザとの連携【中事業No.1-2、No.5-10】

地域支援のパートナーである地域ケアプラザとの連携を一層強化します。

- ・地域活動交流コーディネーター連絡会・研修会の開催
- ・ 地域包括支援センターカンファレンス・分科会への出席
- ・区地域包括支援センター連絡会及び事務局会議への出席
- ・地域ケアプラザ事業の共催実施
- ・学齢障害児・者余暇支援事業の協働企画・実施[「V-2. 障害児者支援-④⑤」参照]
- ・セカンドライフ大学校(地域デビュー)事業の協働実施 [「I-3. 地域活動の人材育成」参照]
- ・生活支援体制整備事業[「IX 公益事業」参照]

④ 食の支援を通した支えあいのしくみづくり

生活困窮などにより食に課題を抱える人に対し必要な支援が届き、食を通した支えあいのしくみが充実する取り組みを行います。

- ・港南区フードドライブ(家庭で食べきれない食品の受け入れと生活困窮者等への配分)の実施
- ・こども食堂の実施支援
- ・NPOや企業の協力による移動販売等の支えあいの仕組みづくり

2. 地区社会福祉協議会の支援 【⊕事業No.1-3】

重点

地域福祉活動の中核を担う地区社会福祉協議会が地域の福祉課題の解決を目指した活動を展開できるよう、福祉ネットワーク事業をはじめとした地区社協の活動支援、研修、助成を行います。

① 地区社協活動費の交付・助成

【中事業No.5-9】

- · 地区社協活動助成(世帯賛助会費還元·運営費助成·事業助成)
- ・住民支え合いマップ実施助成、新規事業助成

② 地区社協関係者会議の開催 【中事業No.1-2、No.3-3·7、No.4-1·2·3】

- ・地区社協分科会 ・福祉ネットワーク事業担当者会議
- ③ 地区社協研修の実施【

 ・事業No.3-6】
 - ・ 基礎研修 ・ 区域の課題に対応した研修

④ ホームページ等を活用した地区社協活動の紹介

・ホームページ、Facebook、Twitterの活用及び地区社協による周知活動の支援

3. 地域活動の人材育成【[⊕]事業No.1-2、3-6】

誰もが生きがいとやりがいを持って様々な地域活動に参加できるよう、地域ケアプラザ・区役所・企業と協働で事業を実施します。

① セカンドライフ大学校(地域デビュー事業)の実施

拡充

地域活動の担い手発掘(地域デビュー)を目的とする「セカンドライフ大学校」を地域ケアプラザと協働により企画・実施します。また、地域デビュー講座を受講したOBなどの地域活動を継続的に支援することで地域人材育成を行います。さらに人材を地域で活躍している方や団体に繋げることで、より深く地域の活動に係ることができるよう工夫します。

② 「学び舎ひまわり」の実施

地域活動の牽引役を養成する、「学び舎ひまわり」事業を区役所及び港南区連合町内会連絡協議会と共催し、地域活動の活性化を目指します。

II ボランティア活動の推進・支援事業【⊕事業No.1-1】

1. ボランティアセンター事業の推進 【中事業No.3-3·7】

地域で活動している活動を現場等で支援するとともに、福祉保健活動拠点を活用してボランティア活動の充実を図ります。また、新たなボランティアの発掘を進め、ボランティアセンターの運営を充実します。

① ボランティア登録・相談調整事業の実施

ボランティアに関する相談を受け、ボランティア活動希望者とボランティアを必要とする方とのコーディネートを 行います。

また、身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業の取り組みとして、ボランティアを必要とする方のニーズを 多面的にとらえ、関係機関や各種サービスの紹介も含めたコーディネートを行います。

② ボランティア情報の収集と発信

ボランティア活動に関する情報や動向を収集し、情報誌や拠点掲示等により情報を提供します。

・「ボランティアセンター通信」の発行 年1回(全戸配付、「社協だよりこうなん」と同時発行)

・「ボランティア情報」の発行・HP掲載 年4回(配付先:登録ボランティア、グループ)

③ 各種ボランティア講座の開催 【 中事業No.3-6】

新たなボランティアの発掘と育成を目的に、区内のボランティアグループからの公募企画による講座や、区民活動 支援センター、地域ケアプラザ等との連携による多様な講座を開催します。

・ボランティア団体支援講座・食品衛生講習会

・ボランティア連絡会会員向け研修

·手話入門講座(共催「港南区聴覚障害者協会」)

・子育て支援講座 1歳児親子学級(共催「日下地域ケアプラザ」)

・地域デビュー支援講座 セカンドライフ大学校(再掲)

④ 善意銀行預託金品の受入と配分 〔Ⅲ「各種助成事業」を参照〕

⑤ ボランティア活動団体の支援

- ・ボランティア連絡会定例会(ボランティア団体分科会合同開催)の開催・支援
- ・第21回ボランティアフェスティバルの開催協力

⑥ ボランティアセンターの運営

・ボランティアセンター運営委員会の開催 年2回 ボランティアセンター事業の企画・検討及び善意銀行預託金品の配分

⑦ 永野地域福祉活動拠点(通称:くじらの館)の運営

区内のボランティア活動拠点として、拠点の周知活動と運営・維持管理を行います。

⑧ 港南区災害ボランティアネットワーク活動への支援・連携【⊕事業№.5-11】 重点

港南区の被災時に、全国からの支援ボランティアを円滑に受け入れる体制づくりや、地域防災拠点・区役所などと連携して救援活動を行えるしくみづくりに取り組みます。

- 災害ボランティアネットワーク定例会の開催
- 災害ボランティアセンター運営シミュレーション、案内マップづくりの実施
- ・ 地域防災拠点との連携を進めるための懇談会の開催
- ・ 災害ボランティアネットワークと連絡調整をし、本会会員や関係機関と連携しながら、風水害等で災害ボランティアセンターが立ち上がらない状況での被災世帯への対応に取り組みます。
- 国内で災害ボランティアセンターが立ち上がった際のボラバス事業実施などの支援

2. 福祉教育の推進 【
 ・事業No.1-2、3-1·2】

地域住民やボランティア、当事者、地域ケアプラザ等と連携し、体験学習への支援や福祉啓発を進めます。

① 福祉教育の推進

区内の学校・企業等からの相談・依頼に基づき、福祉体験プログラムの企画や講師の紹介を行います。地域の活動団体や施設へ講師協力を呼び掛け、協力団体の拡大に努めます。

② 福祉教育関連講座の実施

先生のための福祉講座の開催(市社協・18区社協・市教育委員会共催)

③ 福祉機材の貸出

車椅子、疑似体験セット、ボッチャ、アイマスク、白状を貸出します。

■ 各種助成事業 【⊕事業No.5-2·9】

拡充

区内の福祉保健活動団体・施設の活性化を目的に助成を行います。助成金の申請団体に対しては、財源である 募金等への理解と適正な執行を求めるとともに、募金活動への参加を促し、活動の成果や感謝の気持ちが寄付者へ 伝わるよう進めます。(見える広報物の作成)

① こうなんふれあい助成金 【中事業No.4-1】

こうなんふれあい助成金運営委員会の決定に基づき配分します。なお、申請団体にはボランティア登録や募金活動への参加、活動による効果を伝えるための記録資料等、提出の協力を求めます。また区社協会員への入会を働きかけます。

② 共同募金年末たすけあい配分助成 【中事業No.4-1】

年末たすけあい募金の一部を財源とした港南区独自の配分制度として、ふれあい助成金と共に周知を図り社会福祉施設・区域活動団体への配分助成を行います。ふれあい助成金配分団体と同様、財源の確保を目指し募金活動への参加と、広報資料の提供について働きかけます。

③ 善意銀行の運営と配分事業

ボランティアセンターに設置された善意銀行で、区民からの寄託金品を受け入れ、ボランティアセンター運営委員会の決定に基づき区内で福祉活動を行う団体に対して配分します。

Ⅳ 広報啓発事業【⊕事業№.5-1】

1. 福祉のまちづくりの推進

福祉活動関係者や多くの区民へ福祉活動への関心を高める一助とします。

① 第38回港南区社会福祉大会の開催(区役所共催)【便事業No.3-1】

港南区内で長年にわたり地域活動、ボランティア活動をされた方々の功績に表彰・感謝の意を表わすとともに、 福祉活動への関心を高める催しを行います。

- ② 第21回ボランティアフェスティバルの開催協力(再掲) 【 (中事業No.3-7 】
- ③ 障害者週間キャンペーンの実施 【中事業No.3-1】

障害者の社会参加と啓発のため、当事者関係団体部会、区内障害当事者関係団体、ボランティア団体、 日赤港南区地区委員会とともに実施します。

2. 福祉の情報発信

区社協の事業や地域の福祉情報などの発信を行います。

- ① **区社協ホームページの運営 拡充** URL http://www.kounan-shakyo.jp ホームページのリニューアル、アクセシビリティに対応します。また、twitter、facebook、lineを活用します。ホームページを活用して会員情報の発信の充実を図ります。
- ② 広報誌「社協だよりこうなん」の発行

社協PRと福祉啓発を目的に、区民の編集委員とともに広報誌を作成します。 年1回(全戸配付、「ボランティアセンター通信」と同時発行)

③ 地域新聞・ホームページを活用した地区社協活動の紹介(再掲)

V 在宅福祉推進事業 【
 ⊕事業No.1-1、No.3-3】

1. 高齢者支援

① リハビリグループ支援事業

区内の地域リハビリグループの自主的な運営を支援します。

・相互の情報交換を行うための連絡会の開催支援

2. 障害児者支援

障害児者の地域での自立生活、社会参加への支援を目的に実施します。

① 地域作業所・地域活動支援センター自主製品の販路拡大 港南区障害者地域作業所連絡会との共催で実施します。

1.1 97さん/米/房	野庭地域ケアプラザ	偶数月第一水曜日
	野庭ショッピングセンター	奇数月第一水曜日
駅サイト上大岡	市営地下鉄上大岡駅	毎週月・火・水曜日
港南中央駅委託販売	市営地下鉄港南中央駅	常設

② 障害者週間キャンペーンの実施(再掲)

③ 障害者青年学級

障害者とボランティア等とが、一緒に楽しむ場をつくります。

- ・ 青年学級ないとくるーず(港南台地域ケアプラザ)への協力
- ④ 地域とのつながりを目的とした障害児者支援事業 【中事業No.3-8】

障害児・者と地域住民と知り合うきっかけとなるようなプログラムを、関係機関と連携しながら企画実施するとともに ボランティアを育成します。

- ・障害児・者を支援するプログラムへの補助金交付
- ・こうなんなつっこの実施(区内地域ケアプラザ共催) 夏休み期間中(会場:港南台ひの特別支援学校・区内地域ケアプラザ) 余暇プログラムのほか、保護者と地域住民の顔合わせ「お茶べりタイム」の実施

⑤ 区内障害者団体の活動支援

- ・ 港南区障害者団体連絡会への参加
 - 定例会に参加するほか障害者ふれあい交流事業への協力を行います。
- 港南区障害者地域作業所連絡会への参加

⑥ 港南区自立支援協議会への参画

重度心身障害児者の入浴等生活支援について、検討実施します。

⑦ 各種障害者施設の運営委員会等への参画

3. 港南区移動情報センターの運営/ガイドボランティア事業の実施 【⑪事業№5-6】

① 港南区移動情報センター運営

障害のある方が外出するための相談や情報提供の窓口として、ご家族や支援機関からの相談を受け、外出の目的 や行先などに合わせて事業所やボランティアの情報提供を行います。 また、制度の周知や活動者の養成を行います。

② ガイドボランティア事業

通学の付き添いなどにより横浜市より奨励金が得られる「ガイドボランティア」の事務取扱団体として、ガイドボランティアの活動従事調整や育成を行います。

4. 外出支援 見直し検討

① 送迎サービス事業

公共交通機関での外出が困難な在宅の要介護高齢者や難病患者、障害児者に対し、登録運転ボランティアによる移送サービスを行います。

外出支援サービス事業における本会の役割や、区社協送迎サービス事業の今後について、介護保険サービスを 始めとした他の送迎サービス事業の状況を踏まえ、見直しを検討します。

- ・横浜市外出支援サービス事業・区社協移送サービス事業の実施、周知、調整
- ・事故予防の取り組みの強化(安全運転講習会の実施や、外部研修への参加)
- ・送迎ボランティアグループ「おんぶ~る」の支援

5. 子育て支援

① 港南区子育て連絡会への参画

区内の子育て支援関係者のネットワークに参画し、情報交換や情報の発信を行います。

② 不登校・引きこもり支援事業

不登校や引きこもりの方を支援する団体の連絡会を開催し、活動者間のネットワークを強化し、地域への情報発信を行います。

・不登校・引きこもり連絡会の開催 毎月第二火曜日

- ③ 子育て支援講座の開催(日下地域ケアプラザとの共催:再掲)
- ④ こども食堂の実施支援(再掲)

6. 生活支援体制整備事業

拡充

[IX「公益事業」を参照〕

Ⅵ 各種相談事業【⊕事業No.1-1】

1. 相談窓口の充実 【中事業№.3-3】

① 窓口対応

日常的に寄せられる様々な福祉ニーズを的確に把握し、相談者に応じた情報の提供や関係機関へつなげるなどサービスの提供に努めます。

- ・ご意見箱の常設、窓口満足度調査の実施
- ② 苦情解決のしくみの運営
- ③ 情報開示請求への対応

2. 権利擁護事業-区社協あんしんセンターの運営- 【
 (中事業No.2-1】

直点

高齢者や障害者の生活や金銭管理などの相談を受け、契約に基づく福祉サービスを提供します。また、区役所、地域包括支援センター等の関係機関の他、区社協の地区担当職員との連携を促進し、個別ケースの見守りや支えを地域の中で重層的に築ける体制をつくります。また、あんしんセンターの利用を必要とする方々に、その機能を理解していただくための周知活動を行います。さらに、成年後見制度利用促進を図ります。

① 相談・サービスの実施

- ・ 権利擁護に関する相談
- ・福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
- ・預金通帳など財産関係書類等預かりサービス
- ・成年後見制度利用についての相談・案内

② 利用者の在宅生活支援

業務担当職員と地区担当職員との連携により、地域での支えあい活動等も含めた利用者の在宅生活支援に 取り組みます。

③ 市民後見人養成の支援【中事業No.2-3】

横浜生活あんしんセンターの行う市民後見人の養成に協力支援します。 後見人や後見人候補者がより良い支援を行えるよう、地域活動情報や区社協事業の紹介等の 支援を行います。

④ 関係会議・合同事業への参加

・成年後見サポートネット会議への参加

3. 各種生活支援事業 【 申 事業No.1-5】

① 生活福祉資金貸付事業【中事業No.5-8】

低所得者世帯や高齢者・障害者世帯などで、他からの借入が困難な世帯に、一時的に資金を貸し付けることで、世帯の自立を支援します。また、関係機関・他制度との連携強化や、償還延滞者ケースの実態把握に努め、償還指導を実施します。

- · 総合支援資金
- · 緊急小口資金
- 福祉資金

- 教育支援資金
- 不動產担保型資金 等

② 小災害見舞援護事業

火災等の罹災世帯に対して見舞金を配布します。

③ 低所得者援護事業

行路病人等に対し、緊急入院・入所に要する衣類や交通費を支給します。 (窓口:区生活支援課)

④ フードドライブ事業(再掲)

Ⅷ 法人運営【⊕事業№.1-1】

1. 事業推進体制の充実

① 理事会·評議員会·部会·分科会·委員会の開催 【⊕事業No.3-3・4、No.4-1・2・3、No.5-1】

会員団体による協議・取り組みを充実し、部会・分科会活動の活性化を図ります。

分科会事業の活性化

本会組織の特徴を活かし、部会・分科会が各分野の課題や解決方法を話し合い、他の分科会との連携を図りながら主体的に活動し、行った活動については情報交換を行うことで区内の福祉活動の活性化を図ります。

<社会福祉施設分科会>社会福祉法人の運営支援【中事業No.4-2】 <u>拡充</u>

社会福祉法の改正を受け、地域貢献等について情報交換を行います。共通課題である福祉人材の確保に関する 取り組みを行います。特に、災害時をテーマに検討を行います。

<ボランティア団体分科会>

ボランティアフェスティバルの他、地域行事に参加しボランティア活動を広く紹介して参加を進めます。

<当事者関係部会>

障害児者理解啓発に関する取り組みを行うとともに、重症心身障碍児者家族会との交流・情報交換を行います。 <住民参加型市民活動団体分科会>

自主的・主体的に福祉活動を行っている地域活動団体が、活動の活性化や継続・安定した運営を行うための検討や、分野を超えた横断的なネットワークを構築することで地域課題の解決に向けた協議・検討を行います。

- ・委員会の開催・評議員選任・解任委員会・広報委員会
 - ・会長顕彰選考委員会(再掲) ・こうなんふれあい助成金運営委員会(再掲)
 - •業者選定委員会
- ・ボランティセンター運営委員会(再掲)
- •募金企画委員会

② 区社協会員・寄付・賛助会費の拡充 【中事業No.4-1、No.5-2】 <u>拡充</u>

会員組織を充実させることで、会員の声を区社協経営に反映させていきます。あわせて区社協運営基盤の 強化や地域に対する社協活動の浸透を図るため、会員の拡充を図ります。

賛助会費募集は、区民の更なる理解と協力を得られるようPRし、実績の向上を目指します。

また、部会を超えた会員活動の活性化を目的に、会報を作成し、区社協会員に実施事業の周知をします。

③ 業務改善·経営改善実施【中事業No.5-2】

「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」を全ての事業の柱として活動するために必要な、事務運営の効率化や事業の見直しなど業務改善と経営改善に取り組みます。

④ 福祉基金の運用と有効活用

福祉基金の積立金を運用し、基金果実を事業に活用します。また、新たな事業展開や重点事業推進も見据え、福祉基金の有効活用を検討します。

2. 事務局体制の充実 【中事業No.1-4、No.5-3·4·10】

改正社会福祉法(平成29年4月1日施行)基づき、より透明性の高い業務運営を行います。

3. その他

社会福祉士実習生の受入 【
 ・事業No.3-4・8】

社会福祉士受験資格取得のための「社会福祉援助技術現場実習」実習生を受け入れます。

垭 福祉保健活動拠点の運営 【⊕事業№.3-7、5-3·11】

指定管理者(平成28年度より5年間)として、福祉・保健活動の場としての利用の促進と効率的な管理運営に努め、利用者満足度の向上を図ります。また、次期指定管理者(令和3年度より5年間)に応募します。

・港南区福祉保健活動拠点利用調整会議の開催

年2回

- ・窓口満足度調査の実施と結果分析(再掲)
- ・ 福祉情報コーナーの運営
- ・Wi-Fi(ワイファイ)の設置及び関連講座の開催
- ・モニター画面による貸館利用情報案内導入
- ・緊急通報システムの導入
- ・ボランティア事業の実施(再掲: $\Pi 2$ ボランティアセンター事業の推進 | 参照)

区 公益事業

① 地域活動支援センターパステルへの支援

パステルに対し、家屋の貸出を行います。

② 生活支援体制整備事業

拡充

地域包括ケアシステムの構築・実現に向け、区役所や地域ケアプラザとともに、高齢者一人ひとりができることを大切にしながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多様な主体(住民、地域活動団体、企業、社会福祉法人、NPO法人、医療機関、関係機関等)が連携・協働した地域づくりを目指します。

- ・住民同士のつながりを基盤とした、「生活支援」「介護予防」「社会参加」等の活動推進や「見守り」体制の仕組みづくりの支援
- ・多様な機関が参画する住民主体の「移動支援」「外出支援」を行うためのネットワークづくり
- ・横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (サービスB) の申請支援や、事業実施団体への運営支援
- ・買物支援だけではなく、地域コミュニティの活性化や孤立防止等、地域が抱える複合化した課題を一つの 取組で解決できる「移動販売」の継続支援と事業の拡充
- ・各地域の取組状況を把握し、区域や市域で共有しながら地域ケアプラザの2層生活支援コーディネーター を総合的に支援(連絡会の開催等)

X 各種福祉団体への協力

以下の団体の事務局を担います。

- · 神奈川県共同募金会横浜市港南区支会
- 港南保護司会
- ・港南区社会を明るくする運動実施委員会
- ·日本赤十字社港南区地区委員会
- •港南区更生保護女性会
- •港南区遺族会